

# 第 51 回京都フットボールリーグ 2016 1 部リーグ決勝ラウンド

## 実 施 要 項

1. 名 称 第 51 回京都フットボールリーグ 2016 1 部リーグ決勝ラウンド
2. 主 催 一般社団法人 京都府サッカー協会・京都フットボール連盟
3. 後 援 京都新聞
4. 協 賛 株式会社 モルテン

### 5. 試合日程

| 節 | 月 日              | 時間      | 試 合      |           | グラウンド | 審 判 | 競技委員 |
|---|------------------|---------|----------|-----------|-------|-----|------|
|   |                  |         | チーム名     | チーム名      |       |     |      |
| 1 | 10 月 30 日<br>(日) | 11 : 00 | 京都伏見蹴友会  | 久御山 F . C | 園部陸上  | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 13 : 30 | 京都府警     | 高槻 F . C  |       |     |      |
| 2 | 11 月 6 日<br>(日)  | 11 : 00 | 京都府警     | 久御山 F . C | 園部陸上  | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 13 : 30 | 京都伏見蹴友会  | 高槻 F . C  |       |     |      |
| 3 | 11 月 20 日<br>(日) | 11 : 30 | 高槻 F . C | 久御山 F . C | 西京極陸上 | 協 会 | 連 盟  |
|   |                  | 14 : 00 | 京都伏見蹴友会  | 京都府警      |       |     |      |

6. 競技方法 (1)年間のリーグ戦成績を反映させ、上位チームに、予め勝点を付与する。

1 位 : 勝点 3、2 位 : 勝点 2、3 位 : 勝点 1、4 位 : 勝点 0

この勝点以外の成績等は、決勝ラウンドに反映しない。

- (2)第 51 回京都フットボールリーグ 2016 1 部リーグ上位 4 チームによる、1 回戦総当たりリーグ戦を行い、1 部リーグの最終順位を決定する。

- (3)これまでのリーグ戦の勝点、警告累積は持ち越さない。

- (4)試合時間は 90 分とする。同点の場合は PK 方式により勝者を決定する。

- (5)勝点は 90 分で決した場合、勝ち 3 点、負け 0 点とする。

PK 方式で決した場合、勝ち 2 点、負け 1 点とする。

- (6)勝点の多い順に順位を決定する。但し、勝点合計が同一の場合、以下の順位で決定する。

①得失点差 ②総得点 ③当該チームの対戦成績 ④抽選

7. 競技規則 (1)2016 年度 公益財団法人 日本サッカー協会競技規則を適用する。

(2016 年の改正ルールを適用する)

- (2)マッチコーディネーションミーティングを試合開始 60 分前に実施する。

○両チームのユニフォームを主審が決定する。FP/GK ユニフォーム正副一式を必ず持参すること。写真可。

○諸注意事項の説明等を行う。

キックオフ 60 分前にメンバー表を「選手証」(写真付)とあわせて本部に提出する。

- (3)交代選手は交代要員 7 名の中から 3 名に限り交代できる。

- (4) 本リーグ戦において退場を命じられた選手は、次の 1 試合に出場できない。その後の処置については、一般社団法人京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会で決定する。  
一般社団法人京都府サッカー協会より処分を通知する。
- (5) 本リーグ期間中、警告を 2 回(累積)受けた選手は、次の 1 試合に出場できない。

8. 参 加 料 (1)参加料は 40,000 円とする。

9. そ の 他 (1)本リーグの優勝・準優勝チームは、京都社会人モルテンチャレンジカップ 2016、  
第 51 回関西府県リーグ決勝大会に出場する権利と義務を有する。
- 京都社会人モルテンチャレンジカップ 2016・・・2016 年 11 月 26 日(土) 西京極陸上
  - 第 51 回関西府県リーグ決勝大会・・・2016 年 12 月 4 日(日)～2017 年 1 月 8 日(日) 関西各地
- (2) 参加選手は当該チームに 2016 年 9 月 20 日(火)までに登録を完了していること。
- (3) 試合球は、京都フットボール連盟が用意する。(モルテンを使用)
- (4) 試合をする両チームは、それぞれ 3 名以上のボール・パーソンを準備し試合を円滑に進めること。
- (5) 出場チームは試合会場の設営・後片付け等、競技委員の指示に基づき協力すること。
- (6) 不正行為に対する処置、その他本要項にない事項については、一般社団法人京都府サッカー協会規律フェアプレー委員会により決定する。

以 上